

大分県報

令和六年
第四九〇号
三月八日

（金曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）……………一
道路の供用開始（二件）……………二

選挙管理委員会告示

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………二
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出の受理及び公表……………六
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………七
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………七
政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出の受理及び公表……………八
大分県議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正……………八
大分県労働委員会あつせん員候補者……………八

公告

県営土地改良事業の工事の完了……………九
所在不明者に対する保安林指定予定通知の揭示（二件）……………九
都市計画図書の縦覧……………一〇
都市計画事業の事業計画の変更（二件）……………一〇

○告示

大分県告示第百三十二号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年三月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

| 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------------|---------|---------------|-------|
| 豊後大野市朝地町梨小字土橋一 二八番地先から | 前 | メートル 三五・八 | メートル |
| 豊後大野市朝地町梨小字土橋一 三一番一―地先まで | 前 | 九・五 | 一七〇・〇 |
| 豊後大野市朝地町梨小字土橋一 三一番一―から | 後 | 四一・〇 〽三〇・七 | 一七〇・〇 |

一般国道四四二号

大分県告示第百三十三号
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年三月八日

道路の種類及び路線名

| 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|-----------------------|---------|--------------|------|
| 日田市大字小野字其畑三七五三番一から | 前 | メートル 一三・〇 | メートル |
| 日田市大字小野字其畑三七四八番一―地先まで | 前 | 〽五・五 | 六二・五 |
| 日田市大字小野字其畑三七四八番三から | 後 | 一六・〇 | 六二・五 |

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

県道宝珠山日田線

大分県報（告示）

令和六年三月八日

大分県報（告示・選管告示）

二

| | | | |
|--|---|--------------|------|
| 日田市大字小野字其畑三七四八番一まで | | ）五・五 | |
| 日田市大字鶴河内字一ノ迫四五七九番一二地先から 日田市大字鶴河内字一ノ迫四五七九番二三地先まで | 前 | ）九・四 ）八・〇 | 三二・〇 |
| 日田市大字鶴河内字竹ノ原四五五番一から 日田市大字鶴河内字一ノ迫四五七九番二三まで | 後 | 二六・二 ）八・六 | 三二・〇 |

大分県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年三月八日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| | | |
|------------|--|---------|
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
| 一般国道四四二号 | 豊後大野市朝地町梨小字土橋一三二番一〇から 豊後大野市朝地町梨小字土橋一三二番一一まで | 令六・三・八 |

大分県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年三月八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて

| | | |
|------------------------|--|---------|
| 一般の縦覧に供する。 令和六年三月八日 | 大分県知事 佐藤 樹一郎 | |
| 道路の種類及び路線名 | 供用開始区間 | 供用開始年月日 |
| 県道宝珠山日田線 | 日田市大字小野字其畑三七四八番三から 日田市大字小野字其畑三七四八番一まで | 令六・三・八 |
| 県道大鶴熊取線 | 日田市大字鶴河内字竹ノ原四五五番一から 日田市大字鶴河内字一ノ迫四五七九番二三まで | 令六・三・八 |

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。

令和六年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊 廣

一 政党の支部（一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部）
国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| | | | | |
|---------------------|--------|----------|---------------------|----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
| 自由民主党大分県 玖珠郡第一支部 | 小川 克己 | 森 義美 | 玖珠郡九重町大字粟野 一六一―三 | 令五・一〇・一六 |

| | | | | |
|---|------------|--------------|------------------------|---------------------------------------|
| 自由民主党大分県 竹田市第三支部 | 宮成 公一郎 | 柴尾 香奈美 | 竹田市大字会々一八六 一―三〇 | 令 五・一二・一二 |
| 自由民主党大分県 日田市第五支部 | 岡野 涼子 | 横尾 厚子 | 日田市元町二―二四 森山ビル | 令 五・一〇・二〇 |
| 二 その他の政治団体 | | | | |
| 1 政治資金規正法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体 | | | | |
| 政治団体の 名称 | 代表者の 氏名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事 務所の所 在地 | 公職の候 補者の氏 名及び公 職の種類 (第二号) |
| 広友会21 (広瀬建後 援会) | 広瀬 建 | 広瀬 由岐 | 日田市淡 窓一―二 ―一八 | 衆議院議員 広瀬 建、 衆議院議 員 |
| 2 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 政治団体の名称 | 代表者の 氏名 | 会計責任者 の氏名 | 主たる事務所 の所在地 |
| 飯沼克行後援会 | 吉本 幸司 | 飯沼 尊正 | 津久見市高洲町二―一五 板井ビル一階 | 令 五・一〇・二七 |
| 大分県遊技業政治 連盟 | 木下 哲二 | 汐見 一夫 | 大分市大州浜二―一―三 一遊技会館二階 | 令 六・一・四 |
| <p>大分県選挙管理委員会告示第五号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の 届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公 表する。</p> <p>なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行 う。</p> | | | | |

| | | | | |
|--|------------|----------------|---|-----------|
| <p>令和六年三月八日</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> | | | | |
| 政治団体の 名称 | 代表者の氏 名 | 異動事項 | 異動の内容 | 異動年月日 |
| 参政党大分 第2支部 | 釘宮 成美 | | 新 釘宮 成美 旧 原田 根一郎 | 令 五・一〇・二五 |
| 自由民主党 大分県大分 市第十八支 部 | 秦野 恭義 | 主たる事務 所の所在地 | 大分市府内町 二―六―六 大分市府内町 二―六―六は たのビル二階 (素肌美容は たの内) | 令 五・一一・一 |
| 自由民主党 大分県大分 市第二十一 支部 | 進 義和 | 会計責任者 の氏名 | 岡村 宗岳 | 令 五・一二・一 |
| 自由民主党 大分県参議 院選挙区第 一支部 | 古庄 玄知 | 主たる事務 所の所在地 | 大分市中島西 三―二―二六 | 令 六・一・一〇 |
| 自由民主党 大分県参議 院選挙区第 二支部 | 中山 亜紀 | 会計責任者 の氏名 | 神田 信浩 | 令 五・一二・一 |

令和六年三月八日

大分県報（選管委告示）

令和六年三月八日

大分県報（選管委告示）

四

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|----------|--------------|------------------------------|---------------------------------|------------|------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|
| 自由民主党 大分県倉庫 支部 | 國門 博史 | 代表者の氏 名 | 自由民主党 豊後大野市 清川支部 | 江藤 眞治 | 代表者の氏 名 | 自由民主党 豊後大野市 清川支部 | 江藤 眞治 | 代表者の氏 名 | 令 六・一・一 |
| 自由民主党 大分県第一 選挙区支部 | 衛藤 博昭 | 会計責任者 の氏名 | 自由民主党 大分県第一 選挙区支部 | 立憲民主党 大分県参議 院選挙区第 1総支部 | 吉田 忠智 | 主たる事務 所の所在地 | 大分市高砂町 四一〇高砂 ビル四一〇号 | 三浦 孝 | 令 五・一・一 |
| 自由民主党 大分県たば こ販売支部 | 樋口 正俊 | 代表者の氏 名 | 自由民主党 大分県たば こ販売支部 | 二 その他の政治団体 | 異動事項 | 異動の内容 | 異動年月日 | 令 五・七・二〇 | |
| 自由民主党 大分県別府 市第十七支 部 | 阿部 真一 | 会計責任者 の氏名 | 自由民主党 大分県別府 市第十七支 部 | 明日の中津 を創る会 | 奥塚 正典 | 主たる事務 所の所在地 | 中津市大字一 ツ松一六三― 一 | 中津市大字永 添二三九四― 二 | 令 五・一・二〇 |
| 自由民主党 大分市日岡 校区支部 | 小野 悟 | 会計責任者 の氏名 | 自由民主党 大分市日岡 校区支部 | 飯沼克行後 援会 | 吉本 幸司 | 主たる事務 所の所在地 | 津久見市岩屋 町一一―一六 | 津久見市高洲 町二一―五板 井ビル一階 | 令 六・一・四 |
| 自由民主党 竹田市連合 支部 | 本田 忠 | 会計責任者 の氏名 | 自由民主党 竹田市連合 支部 | 大分県行政 書士政治連 盟 | 岩崎 公宏 | 主たる事務 所の所在地 | 豊後大野市清 川町砂田一六 九〇―一 | 豊後大野市清 川町白尾四二 三―三 | 令 五・一二・二五 |

| | | | | | |
|--------------|-------------|--------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 後援会 しもせ隆行 | 佐伯商工連盟 | 古庄はるとも後援会 | 恭睦会 | 川野幸男後援会 | 奥塚正典後援会 |
| 下瀬隆行 | 谷川憲一 | 古庄玄知 | 秦野恭義 | 仲谷公廣 | 草野修一 |
| 主たる事務所の所在地 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地 |
| 豊後高田市新地一九七六一 | 岩崎 栄 | 大分市中島西三一二二六 大分弁護士ビル二階 | 大分市府内町二一六一六 | 仲谷 公廣 | 中津市大字永添二二九四一 |
| 豊後高田市新町二八二一四 | 平川 隆博 | 大分市中島西二一五一二〇 | 大分市新春日町一四一四一五 | 戸高 有基 | 中津市大字一ツ松一六三一 |
| 令五・二・一三 | 令五・四・一 | 令六・一・一〇 | 令五・九・四 | 令五・一一・六 | 令五・一一・二七 |
| 後援会 多田羅純一 | 園田つねと後援会双葉会 | 菅健雄後援会 | 白坂あき後援会 | | |
| 多田羅 純一 | 園田 経人 | 測江 建次 | 中山 亜紀 | | |
| 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 政治団体の名称 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 主たる事務所の所在地 |
| 多田羅 純一 | 宇佐市大字富山二一四 | 園田つねと後援会双葉会 | 中村 洋二 | 豊後高田市中真玉一七〇三 | 豊後高田市市玉津一六一一 |
| 清末 武志 | 宇佐市大字富山二一五 | 園田経人後援会 | 測江 建次 | 豊後高田市中真玉一九三二 | 豊後高田市新地一九七六一 |
| 令五・五・一 | 令五・五・一 | 令四・一二・二五 | 令五・一一・六 | 令五・一一・六 | 令五・四・二二 |

令和六年三月八日

大分県報（選管委告示）

令和六年三月八日

大分県報（選管委告示）

六

| | | | | | | | | |
|--|---|---|---------------------|--------------|-------------------|---------------------|-----------------------|------------------|
| <p>政治団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>解散年月日</p> | <p>一 政党の支部</p> <p>大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣</p> <p>令和六年三月八日</p> | <p>大分県選挙管理委員会告示第六号</p> <p>政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。</p> <p>なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。</p> | <p>野中しんすけ後援会</p> | <p>野中 慎也</p> | <p>主たる事務所の所在地</p> | <p>大分市花高松二―二―二四</p> | <p>大分市下判田辰口二―二九―一</p> | <p>令 五・一〇・一</p> |
| | | | <p>秦野恭義後援会「大道会」</p> | <p>芳井 英臣</p> | <p>主たる事務所の所在地</p> | <p>大分市府内町二―六―六</p> | <p>大分市新春日町一―四―四五</p> | <p>令 五・九・四</p> |
| | | | <p>丸小野宣康後援会</p> | <p>丸小野 彰</p> | <p>代表者の氏名</p> | <p>丸小野 彰文</p> | <p>坂野 忠弘</p> | <p>令 五・一二・二〇</p> |
| | | | <p>吉田ただとも総合後援会</p> | <p>吉田 忠智</p> | <p>会計責任者の氏名</p> | <p>岐部 忠治郎</p> | <p>竹野 洋児</p> | <p>令 五・一一・二</p> |
| <p>森三千年後援会</p> <p>溝口泰章後援会</p> <p>真砂のりお後援会「まざのりお会」</p> <p>広沢としゆき後援会</p> <p>浜永よしき後援会</p> <p>新開洋一後援会</p> <p>佐藤二郎後援会</p> <p>くまがい浩孝後援会</p> <p>おしうみ豊後援会</p> <p>衛藤正明後援会</p> <p>うえしま弘二後援会</p> <p>飯沼克行後援会</p> <p>政治団体の名称</p> <p>代表者の氏名</p> <p>解散年月日</p> | <p>自由民主党大分県豊後高田市第一支部</p> | <p>鶴海 豊</p> | <p>令 五・一二・一九</p> | | | | | |
| | <p>自由民主党大分県別府市第三支部</p> | <p>荒金 信生</p> | <p>令 五・五・三一</p> | | | | | |
| | <p>立憲民主党大分県日田市支部</p> | <p>羽野 武男</p> | <p>令 五・五・一〇</p> | | | | | |
| | <p>二 その他の政治団体</p> | <p>吉本 幸司</p> | <p>令 六・一・三一</p> | | | | | |
| | <p>上島 弘二</p> | <p>令 四・三・三一</p> | | | | | | |
| | <p>岩男 立夫</p> | <p>令 四・一二・三一</p> | | | | | | |
| | <p>鴛海 豊</p> | <p>令 五・一二・一九</p> | | | | | | |
| | <p>熊谷 浩孝</p> | <p>令 五・一二・一七</p> | | | | | | |
| | <p>佐藤 二郎</p> | <p>令 五・一二・三一</p> | | | | | | |
| | <p>阿部 嘉文</p> | <p>令 五・六・二六</p> | | | | | | |
| | <p>浜永 義機</p> | <p>令 五・五・一〇</p> | | | | | | |
| | <p>秋吉 徹成</p> | <p>令 四・一二・三一</p> | | | | | | |
| | <p>中野 志朗</p> | <p>令 五・一二・二〇</p> | | | | | | |
| | <p>溝口 泰章</p> | <p>令 五・一〇・一六</p> | | | | | | |
| | <p>橋本 通夫</p> | <p>令 五・一二・三一</p> | | | | | | |

大分県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。

令和六年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| | | | | |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|
| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|-----------|------------|-------|

| | | | | |
|------|-------|---------------|-------------|----------|
| 廣瀬 建 | 衆議院議員 | 広友会21（広瀬建後援会） | 日田市淡窓一―二―一八 | 令五・一〇・二三 |
|------|-------|---------------|-------------|----------|

大分県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。

令和六年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

| | | | | |
|------------------|-----------|------|-------|-------|
| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 異動の内容 | 異動年月日 |
|------------------|-----------|------|-------|-------|

| | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|---------|
| 奥塚 正典 | 明日の中津を創る会 | 主たる事務所所在地 | 新 中津市大字一ツ松一六三一 旧 中津市大字永添二三九四一 | 令五・八・二〇 |
|-------|-----------|-----------|--|---------|

令和六年三月八日

大分県報（選管委告示）

七

| | | | | | |
|-------|-------------|-----------|--------------------|--------------------|----------|
| 古庄 玄知 | 古庄はるとも後援会 | 主たる事務所所在地 | 中津市大字永添二三九四一―二 | 中津市大字一ツ松一六三一―一 | 令五・一一・二七 |
| 下瀬 隆行 | しもせ隆行後援会 | 主たる事務所所在地 | 豊後高田市新地一九七六一―一 | 豊後高田市新地一九七六一―一 | 令五・四・二二 |
| 野中 慎也 | 野中しんすけ後援会 | 主たる事務所所在地 | 大分市花高松二―二―二四 | 大分市下判田辰口二二二九―一 | 令五・一〇・一 |
| 秦野 恭義 | 恭陸会 | 主たる事務所所在地 | 大分市府内町二―六―一六 | 大分市新春日町一―四―四五 | 令五・九・四 |
| 梶田 貢 | ますだ貢後援会 | 公職の種類 | 大分県議会議員 | 別府市議会議員 | 令五・四・二三 |
| 吉田 忠智 | 吉田たたとも総合後援会 | 主たる事務所所在地 | 大分市高砂町四―二〇高砂ビル四一〇号 | 大分市高砂町四―二〇高砂ビル二〇三号 | 令五・一一・二 |

大分県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

なお、閲覧者の利便性向上のため、次回以降の公表は県選挙管理委員会ホームページで行う。

令和六年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-----------|-----------------|
| 鴛海 豊 | おしうみ豊後援会 | 令 五・一二・一九 |
| 佐藤 二郎 | 佐藤二郎後援会 | 令 五・一二・三一 |
| 溝口 泰章 | 溝口泰章後援会 | 令 五・一〇・一六 |

大分県選挙管理委員会告示第十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十二条第一項の規定による令和五年四月九日執行の大分県議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書について、候補者古村哲彦の出納責任者小林義和から訂正の届出があったので、大分県議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（令和五年大分県選挙管理委員会告示第八十一号）の一部を次のとおり訂正する。

令和六年三月八日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第一回報告分の収入中

「 公明党大分第二総支部 700, 711円」を
 「 公明党大分第二総支部 677, 272円」に、
 「今回計 1, 478, 711」を
 「今回計 1, 478, 711」を
 総計 1, 478, 711

「今回計 1, 455, 272」に改める。

第二回報告分の収入中

「前回計 1, 478, 711」を
 「前回計 1, 490, 307」を
 「前回計 1, 455, 272」に改める。
 総計 1, 466, 868

第三回報告分の収入中

「 公明党大分第一総支部 8, 196円」を
 「 公明党大分第二総支部 8, 166円」に、
 「今回計 8, 196」を
 「前回計 1, 490, 307」を
 総計 1, 498, 503

「今回計 8, 166」に改める。
 「前回計 1, 466, 868」に改める。
 総計 1, 475, 034

第四回報告分の収入中

「前回計 1, 498, 503」を
 総計 1, 500, 905
 「前回計 1, 475, 034」に改める。
 総計 1, 477, 436

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第一号

大分県労働委員会あっせん員候補者は、次のとおりである。

令和六年三月八日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

氏 名 現 職 及 び 前 歴 委 嘱 年 月 日

深 田 茂 人 大分県労働委員会会長公益委員 弁護士 平二八・二・九

| | | | | | |
|---------|---|----------|---|---|---------|
| 清水 立茂 | 大分県労働委員会会長代理公益委員 弁護士 | 令二・二・一七 | 阿部 晴彦 | 大分県労働委員会事務局 調整審査課長 | 令五・五・二三 |
| 後藤 素子 | 大分県労働委員会公益委員 元大分県労働委員会事務局長 | 令六・二・二七 | <p style="text-align: center;">○公 告</p> <p>次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。</p> <p style="text-align: center;">令和六年三月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 佐藤 樹一郎</p> | | |
| 渡邊 博子 | 大分県労働委員会公益委員 大分大学経済学部教授 | 令四・二・二二 | | | |
| 堀江 貴陽子 | 大分県労働委員会公益委員 みらい社会保険労務士法人特定社会保険労務士 | 令六・二・二七 | 事 業 名 | 県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理) (米水津地区) | 令元・七・二九 |
| 新宮 高志 | 大分県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合大分県連合会執行委員長 | 令二・二・一七 | 着 手 年 月 日 | 令五・二・一七 | 完了年月日 |
| 山本 悦子 | 大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会委員長 | 令四・九・一三 | <p>森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により通知した次の者については、その所在が不明なので、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を保安林予定森林の所在する市町村の事務所に掲示する。</p> <p style="text-align: center;">令和六年三月八日</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 佐藤 樹一郎</p> | | |
| 石本 健二 | 大分県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会大分県連合会会長 | 令四・二・二二 | | | |
| 林 大介 | 大分県労働委員会労働者委員 UAゼンセン大分県支部支部長 | 令四・二・二二 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 原口 享子 | 大分県労働委員会労働者委員 UAゼンセン大分県支部男女共同参画推進委員長 | 令四・二・二二 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 藤野 久信 | 大分県労働委員会使用者委員 大分県経営者協会専務理事 | 令二・二・一七 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 白川 憲一 | 大分県労働委員会使用者委員 大分交通株式会社取締役副社長 | 平三〇・二・一三 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 高野 浩子 | 大分県労働委員会使用者委員 株式会社美装管理代表取締役 | 令四・二・二二 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 寺司 志保美 | 大分県労働委員会使用者委員 株式会社環境整備産業専務取締役 | 令六・二・二七 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 熊塾御堂 康昭 | 大分県労働委員会使用者委員 三和酒類株式会社代表取締役常務 | 令二・二・一七 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |
| 幸清 二 | 大分県労働委員会事務局長 | 令五・五・二三 | 所在の不明な者の氏名 | 高野 潔、平川 玉市、首藤 後一、高野 惣一、川野 博、高野 敦、高野 富士雄 | 津久見市役所 |

令和六年三月八日

大分県報（労働委告示・公告）

| | | |
|---|--|---|
| <p>令和六年三月八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 所在の不明な者の氏名及び揭示場所</p> | <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>二 通知の要旨</p> <p>令和六年二月九日付け大分県告示第七十号により行つた森林法第三十条の規定による通知</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。</p> <p>令和六年三月八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 都市計画の種類及び名称</p> <p>日田市計画道路 三・五・十七号 三郎丸西有田線（日田市決定）</p> <p>二 縦覧場所</p> <p>大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による中津都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和六年二月二十日付け九州地方整備局告示第十七号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>令和六年三月八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>平成二十八年九州地方整備局告示第百六号中津都市計画道路事業</p> <p>三・四・四号外馬場鍔矢堂線</p> <p>二 施行者の名称</p> | <p>大分県</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一 号</p> <p>従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市大字中央町一丁目五番十六号</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p> <p>変更なし</p> <p>2 使用の部分</p> <p>なし</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が令和六年二月二十日付け九州地方整備局告示第十六号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。</p> <p>令和六年三月八日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称</p> <p>平成三十年九州地方整備局告示第六十号大分都市計画道路事業</p> <p>三・四・二十六号駄ノ原細線（乙津工区）</p> <p>二 施行者の名称</p> <p>大分県</p> <p>三 事務所の所在地</p> <p>主たる事務所 大分県土木建築部道路建設課 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分</p> <p>変更なし</p> <p>2 使用の部分</p> <p>変更なし</p> |
|---|--|---|